

25春障福第327号
平成25年5月13日

各事業者 様

春日井市健康福祉部障がい福祉課長

居宅介護等の算定について（通知）

時下、貴事業者様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、居宅介護等の算定方法について、下記のとおりとしますので通知します。

については、国保連合会への請求事務を行う際には注意していただきますよう、よろしくお願いいたします。

○時間区分の考え方

身体介護においては、最小単位が30分となるが、介護に要した時間がその半分（15分）以上となる場合に算定対象とする。ただし、最初の30分はその介護に要した時間が20分以上の場合に算定対象とする。

例：介護時間が40分の場合＝算定時間は30分とする
介護時間が45分の場合＝算定時間は1時間とする
介護時間が15分の場合＝算定できない

家事援助においては、30分以上の場合、最小単位が15分となるが、考え方は身体介護と同様とする。

例：介護時間が35分の場合＝算定時間は30分とする
介護時間が40分の場合＝算定時間は45分とする
介護時間が50分の場合＝算定時間は45分とする

問い合わせ 春日井市健康福祉部障がい福祉課
認定・給付担当
0568-85-6213